

令和元年度（第1回）倉敷市建築審査会 議事要録

令和元年11月19日 10:00～11:10

倉敷市役所 2階 207会議室

(出席者)

【審査会委員】堂下会長（議長）、安達委員、坂本委員、竹下委員、工藤委員、
松岡委員、田村委員

【建築部】仁科部長

【事務局】遠藤次長兼課長（司会）、松尾主幹、三澤係長、山本主任、山倉主任、中原技師

【傍聴人】0名

1. 開会

[司会] では、ただいまから、令和元年度第1回倉敷市建築審査会を開催させていただきます。本日、司会をさせていただきます建築指導課長の遠藤と申します。宜しくお願いします。

まず、会議の成立についてご報告をさせていただきます。委員総数7名に対して、本日、7名の委員の方にご出席を頂いております。過半数以上のご出席を頂きましたので、「倉敷市建築審査会条例」第4条第2項の規定により、会議は成立していることをまずご報告させていただきます。

次に、お配りしています資料の確認をお願い致します。一番頭に「本日の次第」、次に1ページから48ページまでの資料を付けさせて頂いております。

それでは、会議のほうに移りたいと思います。始めに、建築部長の仁科よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

[建築部長]（部長挨拶）

3 事務局等紹介

[司会] それでは、事務局の職員を紹介します。

(委員紹介)

4 議事

○議案第1号 建築審査会会長，会長代理の改選について

[司会] それでは，堂下会長，議事の進行をお願いします。

[議長] それでは，まず議事に進む前に，今回の会議録署名委員を指名したいと思います。前回は，安達委員にお願いしましたので，今回は，田村委員にお願いしたいと思います。田村委員をお願いします。（田村委員了承）

[議長] それでは，事務局より議案第1号について報告して下さい。

[事務局] それでは報告させていただきます。加藤委員が令和元年10月31日をもって，建築審査会委員を辞任されました。後任として，倉敷商工会議所専務理事の坂本様に令和元年11月1日付けで新委員としてご就任いただきました。坂本様には初顔合せになりますので，自己紹介をよろしくをお願いします。

[委員] 倉敷商工会議所の専務理事をしております坂本でございます。顔見知りの方も何人かいらっしゃるようですけれども，この10月23日に商工会議所の選挙がございまして，専務理事の改選があり，私は10月23日から専務理事ということで，加藤前専務理事の後を受けまして担当させていただいております。そういうことでこちらの建築審査会についても加藤さんの後ということで務めさせていただくこととなりますが，どうぞよろしくお願いいたします。

[事務局] ありがとうございます。なお，坂本委員は所要のため，退席させていただきますのでご了承ください。

○議案第2号 建築基準法第48条第1項ただし書許可について（諮問）

[議長] それでは，事務局より議案第2号について説明して下さい。

[事務局] 議案第2号について説明させていただきます。

まず，建築基準法第48条の許可制度について説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。

建築基準法第48条の規定には，用途地域における「建築物の用途規制」があります。今回の申請地は，第48条第1項の「第1種低層住居専用地域」になっています。

第1種低層住居専用地域は低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域であり，本来事務所などは建築できません。

しかし，例外的に特定行政庁が認めたとえ，建築審査会の同意を得て許可をすれば建築でき

ることになっています。

なお、建築審査会の同意を得るには、あらかじめ、申請敷地周囲の、利害関係者の意見を聞くように法で定められており、その内容を建築審査会に報告をすることになっています。

建築基準法第48条の用途規制の許可の目安についてですが、公正かつ公平性を確保するため、次の各号全てを特定行政庁の許可条件として長年運用しています。

- ① 原則一段階上の用途地域内での用途制限までに計画用途が納まっていること。
- ② 主要幹線に接した敷地であること。
- ③ 周辺への影響を考慮した計画であること。

としています。

次に用途制限の段階を表に示したものです。今回計画地の用途地域は、赤枠の「第1種低層住居専用地域」ですが、建築基準法上の用途は「事務所」に該当し、本来、青枠の「第1種住居地域」より下に示されたもののうち田園住居地域以外の地域でなければ、建築することはできません。

よって今回の申請は4段階上の用途地域となりますが、例外的に「第1種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないもの」で、建築審査会の同意を得て許可をすれば、建築できることになっています。

建築基準法第48条の許可制度の説明は以上です。続きまして諮問理由及び申請理由の朗読、公聴会の報告をいたします。資料の2ページをご覧ください。

建指 第 590 号 倉敷市建築審査会 会長 堂下泰廣 様

建築基準法第48条第1項ただし書許可について（諮問）このことについて、建築基準法第48条第1項ただし書の規定に基づき、特定行政庁として、第1種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて、建築を許可したいので、建築基準法第48条第15項の規定に基づき、建築審査会の同意を求めます。

令和元年11月19日 特定行政庁 倉敷市長 伊東香織

- 1 申請者の住所・氏名 倉敷市西中新田640番地 倉敷市長 伊東香織
- 2 申請場所 倉敷市福田町古新田1027地内
- 3 建築物概要

用途 公園 増築建築物の用途につきましては、事務所、便所棟、倉庫棟

構造 代表となる事務所棟で鉄筋コンクリート造 2階建て ほか 申請棟数4棟

規模 建築面積 501.27㎡ 延べ面積 628.41㎡

4 許可相当とする理由

第1種低層住居専用地域において良好な住居の環境を害するおそれがないと認められる。

続いて申請理由です、資料の3ページをご覧ください。水島緑地福田公園は、水島臨海工業地帯の産業公害防止計画の一環として1971年から6年計画の事業として建設され、公害対策基本法に基づき、工業地帯と住居地域を分断する緩衝緑地帯を設け、健全な生活環境を確保する目的で整備された公共施設です。

しかしながら、築40年以上経過し老朽化が進む一方、市民の高齢化に伴う健康増進志向や体力維持・増強を目的とした身近なスポーツ新設利用への欲求は高まってきています。このような状況を踏まえ、老朽化が進んだ陸上競技場をサッカーやラグビーなど多目的な球技利用が可能な多目的グラウンドに再整備を行い、広く一般市民の利用に供し、その利便性を高めるため本部棟、倉庫棟及び便所棟の整備を計画するものです。以降は省略させていただきます。

次に公聴会の報告をさせていただきます。建築基準法の規定により、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて、公開による意見の聴取を令和元年10月29日14時から、倉敷市福田公民館大会議室にて行いました。出席者は、利害関係者2名、申請者側5名、行政関係者2名でした。

公聴会で出た意見としましては、公園全体の整備内容についての質問や、整備されることへの今後の期待といったものがありましたが、事業計画に対する反対の意見は特にありませんでした。以上です。

それでは資料の8ページから第2号議案について説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。

申請地は福田町古新田の赤丸で示した部分です。用途地域は、第1種低層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域と3つの地域にまたがっていますが、用途制限が適用されるのは敷地過半の第1種低層住居専用地域となります。なお、容積率や建蔽率の限度は面積按分したものを合計し、容積率：87.8% 建蔽率：41.3%となります。

広域の位置図になります。第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域にまたがっています。赤色の一点鎖線内が申請場所です。また、敷地の外側にある赤い破線は、後ほど説明しますが、敷地境界線から50mの線になり、この範囲内の所有者、管理者、居住者が利害関係者となります。

次に配置図になります。申請建物は紫色部分で4棟になります。中央の申請建物①は「多目的グラウンド本部棟」，そのやや西側に申請建物②「便所棟」，敷地西側に申請建物③④の倉庫があります。

次に申請建築物の概要一覧になります。構造や規模についてはご覧の通りです。

①多目的グラウンド本部棟と②便所棟については，既存施設のリニューアルとしての新築となります。③倉庫①については既設再利用，④倉庫②は10㎡以内の増築です。

こちらは「多目的グラウンド本部棟」の平面図と断面図になります。多目的グラウンドを管理するための施設であり，公園再整備事業で必要不可欠な施設でございます。

こちらは「多目的グラウンド本部棟」の立面図になります。次に「便所棟」の平面図と断面図です。男子トイレと女子トイレと多目的トイレが一体となったものです。

「便所棟」の立面図です。次に倉庫です。上段が倉庫①で下段が倉庫②です。倉庫①は既設倉庫を移設再利用するものです。倉庫②は一般のご家庭にもあるような，いわゆる「物置」の増築です。

次に，利害関係者ですが，敷地境界線から50m以内の「土地所有者」，「建物所有者」，「建物管理者」，「居住者」が利害関係者となります。今回の計画に関し，あらかじめ申請者が利害関係者に事業計画を説明し，計画について同意を頂いており，同意率は100%となっています。なお，対象となる利害関係者は193名です。

排水経路図になります。青色が雨水経路，紫色が汚水経路です。なお，汚水排水があるのは本部棟と便所棟のみです。通常の建物と同じように，雨水は側溝に放流，汚水は公共下水へ接続します。

周辺環境への影響についてですが，上から大気，臭気，騒音・振動，水質，景観性，電波障害についての検討結果を示していますが，ご覧の通り今回計画の建物から有害となるものはございません。事務所や公衆便所なので，特殊なものを扱うようなことはありません。

次に，通行量増加検討の結果について示したものです。こちらは福田公園全体の計画平面図になります。

再整備後の駐車場台数は進入口A側で204台，進入口B側で542台です。

画面右上の表にある通り，これらの駐車台数を考慮したピーク時の計画交通量は，周辺道路の可能交通容量を下回ることから，駐車場増設による周辺道路への影響はないと判断されます。

こちらは多目的グラウンド本部棟の透視図になります。左側が東面，右側が西面のものです。

色彩については、ご覧の通り緑豊かな公園景観を損なわないように、屋根や外壁の明度を抑えた色としています。外壁については1階がコンクリート打放し、2階がアイボリー系の吹付け塗装になります。屋根は陸屋根で押さえコンクリートの表しです。

次に日影図になります。倉敷市では、第1種低層住居専用地域の場合、境界線から一定の範囲には決められた時間以上日影を生じさせることは認められていないのですが、本申請建物の日影については、建築基準法に定める規制ライン内に収めています。

次に緑化計画図になります。緑色で示す樹木は現況樹木、茶色は現況樹木を伐採するもの、赤色が計画新植樹木を示します。残存緑地は、樹木が茂り閉鎖性が高いことから、新たな緑地については緑被率を高めるのではなく、歩行者誘導やシンボル空間形成などの景観性に配慮したものとなっています。

最後に、許可の判断についてですが、まず、①の「原則、一段階上の用途地域内での用途制限までに、計画用途が納まっていること。」については、本計画は本来第1種住居地域内で建築可能となるため、4段階上の用途地域内となりますが、青字の部分ですが「運動公園利活用事業の一環として水島緑地福田公園が再整備されるが、施設の管理及び運用を円滑に行うために本部棟・倉庫棟及び便所棟の建築が必要である」ため、やむを得ないものと判断しています。

次に、「② 主要幹線に接した敷地であること。」については、建築基準法第42条1項1号に接道しています。

次に、「③ 周辺への影響を考慮した計画であること。」については、適切に対策を検討されており、周囲に与える影響は少ないと考えられ、良好な住居の環境を害するおそれはないと判断しています。

以上のことから、本計画は、第一種低層住居専用地域において良好な住居の環境を害するおそれがないと認められるため、許可したいと考えております。ご審議の程よろしく申し上げます。

[議長] いかがでしょうか。分かりにくい点がありましたら。

[委員] サッカー場、ラグビー場が天然芝と書かれています。そうすると農薬を使うと思うが周辺への影響がありそうなところはないでしょうか。

[事務局] 農薬の利用については、使うようには聞いてはいません。倉庫については、芝を刈る道具をしまう場所として使うと聞いています。

[議長] 何かありますか。

[委員] 4段階上の用途地域に収まっていれば良いという根拠はどこにありますか。

[事務局] 4段階上の用途地域に収まっていないといけない用途となりますが、今回は例外的に認めるということになります。

[委員] それは許可目安から飛び出していますよね。そうすると既存の許可の目安で判断したら駄目なんじゃないですか。それを許すとなんでも有りになりますよね。やむを得ない理由があれば6段上でも8段上でも有りになってしまうので。それは駄目でしょう。

[事務局] 何にでも認めるわけではなく、特定行政庁として許可の判断に至ったのは、26ページの青字の部分ですが、運動公園利活用事業の一環として水島緑地福田公園が大きく再整備されているのですが、多目的グラウンドに代わることにより、管理棟がどうしても必要になるため今回の建築の許可ということになります。福田公園が再整備されるうえで、やむをえないものと考えています。

[委員] 2段階上の用途制限内で、それに適合する建物を建てることはできないのでしょうか。

[議長] 第1種中高層住居専用地域のことですね。2段階上でも事務所は建てられないので、本来4段階とはあるが、そう飛び越えているような判断ではないと思います。

[事務局] 用途地域を飛び越えての建築については、建築基準法の中では1段階でないため、2段階でないため、といった規定はありません。ここに書いているのは、あくまでも特定行政庁である倉敷市が申請を受けたときに、1段階上であればおそらく許可も得られであろうという目安としての段階を示させていただいています。さらに、用途が今回のような4段階、5段階、6段階とまたぐような許可となりますと、21ページに示させていただいているような周辺環境への影響について厳しく調査をし、影響がないと証明したうえで、当審査会にお諮りさせていただいて合意を得た後に許可をさせていただいているのが実情です。

[委員] それはわかりますが、許可の運用目安に従って許可をしてきたわけですから、そもそも基準自体を修正するべきではないですか。

[事務局] おっしゃられる通りで、このあたりが修正できていない部分があります。先だって、直近では共同調理場が6段階程度上の許可で、その以前は、倉敷イオンの少し西にある自動車修理工場が幹線通り沿いの皆さんの利便性の高い施設ということで、数段階上の許可をしている実績もあるので、このあたりの目安について、事務手続きが滞っていたということで誤解を招く部分があり、お詫びを申し上げます。修正の方は事務局の方でさせていただきまして、どのように修正したかは次回の審査会の方でご報告させていただければと思っています。

[委員] 私の感覚では順番が逆では。そちらを先にして、基準に沿って許可を出すべきではないでしょうか。法律家なのですごく引っかかるものを感じます。基準を提示してから当てはめるべきであって、当てはめにあわせて基準を変えるのだったらなんでもオッケーになると考えざるをえないので。見る限り本来、基準では2段階までしか駄目だとなっていますけれど、6段階上でも例外の例外で認めるのであれば、そこについて、追加に慎重に検討する必要があると思うのですが、そういったことを検討した形跡もないので、果たして例外の例外としてそれを認めて良いのかという判断する材料がないと私は思います。

[議長] 他の委員さんはどう考えますか。

[委員] このような広大な面積の福田公園ができたときに、公園の敷地が、まだ第1種低層住居専用地域のままであることが感覚的にわからないところがあり、第1種低層住居専用地域は非常に良好な住宅地になるのだろうというイメージを持っている。公園となったのに第1種低層住居専用地域のまま残っているのを今日見せていただき、驚きました。

[議長] 都市計画上の問題なので、別のところであり、本来見直すべき用途地域になっているのかもしれませんが。

[事務局] 実際は用途地域を変えて、それなりの位置づけをするのが本来だと思うのですが、都市計画は我々とは別のセクションが担当しております。一方でここは都市公園としての位置づけは定められています。公園として存続をさせていこうと定められている状況です。

都市公園でありそこがそういった審査を経ずに建てられるような用途地域になるのが一番だと思うのですが、そのあたりは都市計画の基準もあり、都度、審査会でお諮りをして許可をいただくようになっています。

[議長] この件で、他の先生方、ご意見はないでしょうか。貴重なご意見、ご指摘があったので、倉敷市として今後どう扱うかを、目安の事も含めて、順番は逆になるかもしれませんが。

[事務局] 26ページの法48条の許可の目安についてですが1番の方ですが、内部で原則1段階上の用途地域まで、やむをえない場合は2段階までという話にしていたのですが、指導上していったわけでした、許可の相談があった時にそのように話しております。今後もお話があって、許可をする上で話をする際には、「二段階上」というところを削除させていただきたいと思えます。

[議長] 書くことによって、誤解があるということですね。今後目安については、見直しされる話もあり、意見も大体出たと思われしますので、お諮りしたいと思います。

[委員] よろしいです。

[委員] 構いません。私は反対だという意見ですので、議事録には書いておいてください。

[議長] 同意ということで、2号議案は以上です。

○議案第3号 建築基準法第43条第1項ただし書き許可について（報告）

[議長] 次に、事務局より議案第3号について説明して下さい。

[事務局] 議案第3号 建築基準法第56条の2第1項ただし書き許可について報告いたします。
お手元の資料の27ページからになります。

この議案は、倉敷市立川辺小学校に児童クラブを増築するため、許可申請がなされたものです。最初に建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の説明をこちらのスクリーンで行いたいと思います。

始めに、日影の制限について説明します。建築基準法第56条の2で定められており、用途地域と建築物の高さ・階数により、冬至日の午前8時から午後4時の間、敷地境界から5mを超える範囲に、一定の時間以上の日影を生じさせてはならないことになっています。

しかし、ただし書きとして、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合は、この限りでないとされています。

また、平成30年9月25日の改正により、当該許可を受けた建築物で、政令で定める位置及び規模の範囲内において、増築、改築、移転する場合は許可が不要になりました。具体的に申し上げますと、以前に許可を受けた敷地の位置及び形状に変更が無く、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲の日影が増加しない場合になります。

次に、ただし書き許可の目安を説明します。「建築基準法質疑応答集」により、例外許可が行えるケースがあります。

例外許可は、次の2つのケースが示されています。

- (1) 不適格な日影を生じさせている部分が、隣接する公共空地のみで、隣接する一般の宅地には不適格な日影を生じさせていない場合で、実質的に居住環境を害するものでないケース
- (2) 隣接する一般の宅地に不適格な日影を生じさせている場合で、次のいずれも満たし、現況よりも居住環境を害するおそれが増加しないケース
 - ア 増改築部分を含んだ複合日影について、不適格部分が増加しない

イ 増改築部分だけならば、日影規制に適合

の2ケースとなります。

次に、概要を説明します。

建物名 倉敷市立川辺小学校児童クラブ1, 2工事

申請者住所 倉敷市西中新田640番地

申請者氏名 倉敷市長 伊東 香織

申請場所 倉敷市真備町川辺720

建物概要 主要用途：小学校 児童クラブ棟の増築

用途地域：第一種住居地域

構造：鉄骨造 2階建て、高さ：8.139m、申請棟数：1棟

敷地面積 : 10,274.30㎡

申請建築面積： 157.98㎡

申請延べ面積： 217.70㎡

許可番号・許可日 許可番号：第R1建築許可倉敷市00026号

許可日 : 令和1年9月18日

これは、位置図です。申請の位置は、倉敷市真備町川辺になります。

これが、位置図を拡大したものです。赤枠が申請場所の「倉敷市立川辺学校」の敷地です。

用途地域は、第一種住居地域です。

これは、配置図になります。画面上が北側になります。画面左が現況の配置図です。緑色で塗りつぶしたところが、解体建物です。画面右が増築後の配置図です。水色で塗りつぶしたところが、申請建物です。この様に、現況の平屋の児童クラブを解体し、ほぼ同じ位置に2階建ての児童クラブを増築するものです。

これは、申請建物「児童クラブ」の平面図、立面図になります。申請建物は、鉄骨造 2階建て 最高高さ 8.139mです。申請の延べ面積は、271.17㎡となります。

これが複合日影図になります。画面左が現況の日影図です。画面右が増築後の日影図です。

今回の申請場所の用途地域は、第一種住居地域ですので、建築基準法の別表4により、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲から10m以内の範囲における日影時間は5時間、敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間は、3時間で検討していま

す。

紫色が敷地境界線から10mのライン、水色が敷地境界線から5mのライン、青いラインが3時間以上日影となるライン、赤いラインが5時間以上日影となるラインとなります。

適合する日影の場合、紫色の10mライン内に青色の3時間ラインが収まっていること、水色の5mライン内に赤色の5時間ラインが収まっていることが条件となります。

画面の黄色の丸印の部分になりますが、水色の5mラインに対して、赤色の5時間ラインが収まっていません。この部分が、既存不適格となっております。

また、既存不適格部分の敷地は、墓地となっており、周囲の居住環境を害するおそれはありません。この様に、現況と増築後の複合日影図を比較したところ、児童クラブの増築が行われても、日影図の増加はありません。

また、申請建築物だけの日影図は緑色の丸印の部分のとおり、日影規制に適合しております。

以上により、今回の許可の判断としては、隣接する一般の宅地に不適格な日影を生じさせている既存不適格な建築物が存在する「小学校」の敷地での申請に該当します。

また、「隣接する一般の宅地に不適格な日影を生じさせている場合で、次のいずれも満たし、現況よりも居住環境を害するおそれが増加しないケース」に該当し、先ほどの説明のとおり、許可要件ア、イを満たしています。

よって、今回の増築を行ったとしても、許可の目安を満足することから、現状より周囲の居住環境を害するおそれが増加しないと考えられ、建築審査会長の専決同意を得ることができましたので、許可できるものと判断しました。

以上が、議案第3号 建築基準法第56条の2、第1項ただし書き許可の報告になります。

[議長] ありがとうございます。事務局の説明で何かご質問がありますでしょうか。

先ほどの日影既存不適格のところですが、3時間ラインがピンク色のところから出ていないということですね。

[事務局] そうです。線を協調するように線を太くしたために、重なって見えますが、拡大していけば収まっています。

[議長] 既存についてですから、影響は変わらないということですので。他によろしいでしょうか。

[議長] それでは、議案第3号の報告を了承します。

○議案第4号 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可について（報告）

[議長] では次に、事務局より議案第4号について説明してください。

[事務局] 議案第4号倉敷市建築基準法第43条第2項第2号許可について、報告をさせていただきます。資料の37ページの下段をご覧ください。

倉敷市建築審査会同意一括処理基準により、建築基準法 第43条第2項第2号の規定による、「倉敷市建築基準法第43条第2項第1号認定及び第2号許可基準」のうち、第2により、許可判断基準2号の（1）、2号の（2）、3号の（1）の1については、会長の専決同意を得て許可するものとし、直近の審査会にて報告するものとなっています。これに基づいて、許可した件数を報告します。

期間は、平成31年2月1日～令和元年9月30日までに許可したもので、許可件数は、55件になります。

次に、報告の内訳を説明いたします。まず、許可判断基準2号の（1）の敷地が4m以上の農道等に2m以上接道したものは2件でした。

次に、許可判断基準2号の（2）の敷地と道路との間に河川等があるものは、33件でした。

次に、許可判断基準3号の（1）の1の幅員4m未満の通路に接する住宅の増改築が20件でした。各判断基準の詳細は、お手持ちの資料39下段から40ページに添付しています。

また、今回報告案件の一覧については、お手持ちの資料41から48ページに添付しています。

これで、議案第4号の報告は以上になります。

[議長] 議案第4号について何か質問はありますか。

[議長] よろしいでしょうか。無いようですので、議案第4号の報告を了承します。

[委員] 2号議案で農薬は使用しないとのことでしたが、一応確認しておいた方が良いと思います。最近、「グリフォサート」という除草剤が問題となっていて、日本ではほとんど報道されていないが、海外では発がん性があるのではないかと問題となっており、後々日本でも問題となる可能性があるのです。

[事務局] 確認します。

[議長] 公園の担当に市の方で報告いただければと思います。

○中国ブロック建築審査会長会議について（報告）

[議長] 議事は以上です。続きまして、次第の5番目、その他としまして、5月に岡山市で開催された「中国ブロック建築審査会長会議」に出席しましたので、内容の報告を致します。

令和元年5月23日と24日の2日間、岡山市で開催されました第41回中国ブロック建築審査会長会議に建築部の遠藤次長と私が出席させていただきました。

会議には中国地区5県内の各特定行政庁の建築審査会長及び行政職員から総勢57名が参加しました。

議題としては、中国ブロック審査会長会議運営要綱取扱規定の改正、令和元年度全国建築審査会協議会の第1回世話人会における報告、さらには中国ブロック内の特定行政庁の平成30年度の許可件数の報告及びその事例報告が行われ、また審査請求事例についての紹介もありました。

その後倉敷市・広島県広島市・鳥取県倉吉市・島根県松江市・山口県岩国市における建築許可の事例の発表がありました。倉敷市の事例発表では倉敷成人病センターの法第44条第1項の許可について建築部の遠藤次長が発表されました。

1日目の夜に行われた意見交換会に参加した後、岡山市内での開催ということもあり、2日目の現地視察については不参加でした。

なお、次回も岡山市で開催されることになっております。

この度の会議に出席させていただいたところ、各特定行政庁により様々な許可事例などを知り得、倉敷市建築審査会にとりましても大変参考となる事例が数多くあり、非常に有意義な会議であったと感じました。

以上で報告を終わります。

また、10月31日から11月1日に島根県松江市で開催されました「全国建築審査会長会議」に出席しましたが、次回の審査会で、報告させていただきたいと思います。会議の中でなにか他にありましたら、御意見いただければと思います。

[委員] 参考までに、公聴会を開くときに、地区の住民の方が190何人程度が対象ということですが、町内会長が出てこられるのですか。

[事務局] 町内会長というわけではなく、敷地境界線から50m範囲内にある土地所有者等が対象となります。公聴会を開くというアナウンスをさせていただき、参加希望者だけ来ていただくという形です。

[委員] 参加希望の方は何人でも参加できるのですか。

[事務局] 何人でも参加できます。

[委員] その中で2人手を挙げているということですね。わかりました。ありがとうございます。

[議長] 他にはなにかありますでしょうか。特に無いようでしたら、令和元年度 第1回倉敷市
建築審査会はこれで終了とします。では事務局へお返しします。

7 閉会

[司会] これをもちまして、本日の建築審査会を閉会させていただきます。ありがとうございました。
した。

承認書

(建築審査会)

令和元年11月19日に開催されました令和元年度第1回倉敷市建築審査会の議事録の内容について承認します。

令和元年12月10日

署名人

倉敷市建築審査会 会長

堂下泰廣



倉敷市建築審査会 委員

田村生治

